

令和 6 年 1 2 月
藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水）

午後 2 時 3 2 分～午後 3 時 4 4 分

場所：本庁舎 5 階 5－1 会議室・5－2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和6年12月25日（水）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 6 番	井 出 茂 康
2 番	小 林 正 幸	1 9 番	宮 治 政 彦
7 番	齋 藤 義 治	2 0 番	安 藤 康 彦
8 番	井 上 哲 夫	2 1 番	佐 藤 智 哉
1 0 番	吉 川 誠	2 2 番	澤 野 孝 行
1 1 番	飯 田 芳 一	2 3 番	平 川 勝 昌
1 2 番	三 上 健 一	2 4 番	神 崎 享 子
1 3 番	吉 原 豊	2 5 番	砂 川 耕 介
1 5 番	伊 澤 忠 治		

欠席委員は、次のとおり

3 番	永 野 良 徳	4 番	田 代 恵 美 子
5 番	西 山 弘 行	6 番	関 根 栄 一
9 番	上 田 洋 子	1 4 番	加 藤 登
1 7 番	漆 原 豊 彦	1 8 番	北 村 利 夫

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	幸 田	主 幹	坂 間	上級主査	山 澤
主 任	松 下				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 57号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 58号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請
について
- 日程第 4 議案第 59号 非農地証明願について
- 日程第 5 議案第 60号 特定農地貸付け承認取消しについて
- 日程第 6 議案第 61号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認に
ついて
- 日程第 7 議案第 62号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について
- 日程第 8 議案第 63号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し
出について
- 日程第 9 議案第 64号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 10 報告第 18号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 11 報告第 19号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて

開会 午後２時３２分

事務局（幸田事務局長） それでは、お待たせをいたしました。定刻を過ぎておりますけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

それでは、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者は１７名でございます。

それでは、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、暮れの大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今年も、あとわずかでございますが、今年は、元旦に石川県のほうで大きな地震がございました。その後も台風や大雨といったいろいろな災害が多く起こった年でございます。そのために、農地のいろいろな問題も出てきてまして、今年は、本当に災害の多い年でございます。

また、政治のほうですが、１０月の衆議院議員選挙において、自民党が過半数割れをしたということでございます。その影響かと思っておりますけれども、いろいろなところで影響が出ております。１０３万円の壁ですとか、１３０万円の壁ですとか、いろいろな壁の問題が出ていましたが、農業にも、この壁というものが多少影響をしております。

今まで、新規就農者にはかなりの優遇措置がありましたが、親元農業者、親元後継者には、親元を継ぐ後継者にはあまりないじゃないかということで、農業委員会等でもいろいろお話をされたり、要望などを出しましたが、なかなか決まりませんでした。

ところが、今回の補正予算のところで、新しい内容のものができました。それが、「新規就農者確保緊急円滑化対策」ということで、これは、親元就業者に対する補助ができました。子どもさんやお孫さんが農業を継ぐと言われる方がいらっしゃいましたら、ぜひともこれを使っていただきたいと思います。年間１５０万ですから、そのほかにハウスの修理代だとか、農機具の購入代ですとか、いろいろなところで、１人当たり６００万ぐらいの補助が出るというよ

うなことでございますので、これを使っていただきたいと思います。

今まで農家後継者には恩典がないと言っていたところが、令和6年度の補正予算額が54億1,600万円ありますので、ぜひとも使っていただきたいと思います。

それでは、ただいまより12月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（幸田事務局長） 齋藤会長、ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（松下主任） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、11番の飯田芳一委員と、12番の三上健一委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。議案書は2ページをお開きください。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積は、議案書記載のとおり。譲渡人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該

農地は、獺郷の2筆。地目、いずれも畑。地積、合計733㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積は、議案書記載のとおり。譲渡人、住所氏名、こちらも議案書記載のとおり。当該農地は、遠藤の1筆。地目、畑。地積、747㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積は、議案書記載のとおり。譲渡人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地は、石川の6筆。地目、議案書記載のとおり。地積、合計3,052㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

12番、三上委員。

12番（三上健一委員） 資料は、1ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「東小谷」交差点から北に約150mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人の世帯員と面談をいたしました。

譲受人は、獺郷などで植木の生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、植木を栽培する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号２について意見を求めます。

２番、小林委員。

２番（小林正幸委員） 資料は、３ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、遠藤にある「農家レストランいぶき」から北に約１５０ｍの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、石川などで露地野菜や水稻の生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことです。

申請地については、長ネギを栽培する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号３について意見を求めます。

１３番、吉原委員。

１３番（吉原 豊委員） 資料は、５ページをお開きください。

本件の申請地は、市道藤沢・石川線にある「石川下河内」交差点から南に約５０ｍの土地１筆と、西に約１５０ｍの土地２筆、北に約２００ｍの土地１筆と約３００ｍの土地２筆の合計６筆になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのこと
とです。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第５６号について、許可することに決定をいたします。

日程第２、議案第５７号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局（山澤上級主査） それでは、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、説明をいたします。議案書は 3 ページをお開きください。

以上です。

議案第５７号について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第５７号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第３、議案第５８号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を説明いたします。議案書は４ページをお開きください。

地区、御所見・遠藤。番号１。転用申請者、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地については、宮原の１筆。地目、畑。地積、２，２５７㎡。内容及び変更理由ですが、内容は、工事計画の変更を行うもの。県知事の許可については、令和６年８月２３日。変更理由ですが、土地造成工事を行うためとなります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

１０番、吉川委員。

１０番（吉川 誠委員） 資料は１１ページをお開きください。

本件につきましては、当該地を貸車両置場に転用するため、令和６年７月総会において承認され、令和６年８月２３日付で神奈川県知事から農地転用許可を受けたものでございます。

当初の計画では、土地造成をする計画はありませんでしたが、許可後、準備工に取りかかったところ、当該地の土をそのまま転圧すると、想定していた地盤より低くなってしまうことから、土を入れ替えるための造成工事が必要となり、事業計画変更を行うものでございます。

なお、藤沢市埋め立て等の規制に関する条例の手続きをしており、市開発業務課指導のもと、雨水処理については、雨水浸透管及び浸透マスを設置し、完了地盤は当初の計画と変わらない計画となっております。

以上でございます。

議案第５８号について、許可をすることに御異議はございませんか。

次に移ります。

事務局の説明を求めます。

議案書は5ページをお開きください。

以上です。

10

8番、井上委員。

本件申請地は、亀井野にある「神奈川県立藤沢支援学校」から南に約 250 m の土地になります。

申請地は、平成5年以前から墓地として利用し、現在に至っているとのこと
です。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和6年12月16日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第59号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第５９号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第５、議案第６０号「特定農地貸付け承認取消しについて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「特定農地貸付け承認取消しについて」、説明いたします。議案書は6ページをお開きください。

地区、藤鵠・村岡・明治。番号1。申請人、住所氏名、議案書記載のとおり。
土地所有者、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、地番、宮前の3筆。
地目、いずれも田現況畑。地積は、合計1,866㎡。内容、第5号市民農園
になります。廃止日は、2025年（令和7年）3月31日になります。

資料は17ページをお開きください。

本件の申請地ですけれども、宮前にあります「株式会社神戸製鋼所藤沢事業
所」の西側の土地になります。

現在、藤沢市公園課が土地所有者から農地を借り受けて開設している「第5
号市民農園」において、令和7年3月31日で閉鎖する旨、申し出があったも
のです。

利用者につきましては、令和6年10月7日に廃止する旨を告知していると
のことです。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

井出委員。

16番（井出茂康委員） これは、利用者がいなくなって廃止になったのでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） こちらは、所有者からの申し出で閉鎖ということになりま
す。利用者は、今現在、全ての区画、埋まっております。ただ、10月7日で
廃止の通知をしておりますので。

16番（井出茂康委員） まだやりたいけれども、貸す側の都合でやめたいから廃園
だよということですね。

事務局（山澤上級主査） そのとおりでございます。

16番（井出茂康委員） ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） そのほかに、何かございますか。

— — — — —

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 60 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第60号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 6、議案第 6 1 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を説明いたします。議案書は7ページをごらんください。

地区、御所見・遠藤。番号１。被相続人、氏名、相続人、住所氏名、議案書記載のとおり。特例農地は、宮原の１２筆。地目、議案書記載のとおり。地積、合計６，４０１.２９㎡。確認した農地の利用状況等、地番、地積、利用状況等は、議案書記載のとおりとなります。相続開始年月日、平成１６年１０月２６日。免除予定日、令和７年８月２７日。現地確認日は、令和６年１２月１６日になります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

10番、吉川委員。

10番（吉川 誠委員） 本件につきましては、令和6年12月16日に、相続人と事務局職員及び私で現地確認を行いました。

現地の状況ではありますが、野菜や果樹の栽培中及び作付け準備中であり、全てきれいに肥培管理がなされておりました。

以上でございます。

議案第 61 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 61 号について、承認することに決定をいたします。

日程第 7、議案第 6 2 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

松下主任。

本申請について、申出人（台帳：６０日）に、買取り申出事由の生じた者（台帳：基幹３００日）の状況確認を行ったところ、亡くなる前まで畑に出向き作業をしたり、指示を出すなど農業経営に携わっていたとのことでした。

また、申請地を現地調査したところ、野菜等の作付けはされておらずに
した。

以上のことから、買取り申出事由の生じた者が「主たる従事者」であったものと判断いたしました。

以上です。

それでは、本件について意見を求めます。

議案第 62 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

齋藤義治委員) それでは、議案第 62 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 8、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の
申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下主任。

(松下主任) まず、番号 1 及び番号 2 は、用田を中心に 2 7 8 a を耕作する方の新規借受分及び更新借受分です。新規借受地につきましては、野菜を作付けする予定となっております。

番号3及び番号4は、認定農業者である法人から、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申し出がなされたものです。

資料は、18ページからお開きください。

当該地については、番号３が榎戸交差点から南西に約３００ｍに７筆、約４５０ｍに１筆、南に約３００ｍに１筆、打戻榎戸交差点から東に約１５０ｍに３筆、北東に約４００ｍに１筆、慶應義塾大学から西に約５０ｍに１筆の農地になります。また、番号４は、榎戸交差点より南西に約２００ｍの農地になります。

地区協におきまして、本人と面談をいたしました。

所有権移転を受ける法人は、打戻を中心に 7 4 2 a を耕作する法人で、当該地では、レタスや水稲などを栽培していく予定となっております。

番号5は、宮原で47aを耕作する法人の更新借受分です。

番号6は、亀井野を中心に97aを耕作する方の更新借受分です。

番号7は、西俣野を中心に250aを耕作する方の更新借受分です。

番号8は、大庭で83aを耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第63号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第63号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第9、議案第64号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下主任。

事務局（松下主任） 番号1は、葛原を中心に136aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号2は、瀬郷を中心に50aを耕作する方の更新借受分です。

番号3は、瀬郷で35aを耕作する方の更新借受分です。

番号4は、11月26日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において、新たに農業を開始する方で、資料は27ページからとなります。

当該地では、ジャガイモ等を栽培し経営していくとのことです。

御所見・遠藤地区の地区協議会におきまして、本人と面談をし、就農計画等

について確認をしております。

番号５は、同じく１１月２６日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において、新たに農業を開始する方で、資料は３０ページからとなります。

当該地では、レタス等を栽培し経営していくとのことでした。

六会・長後地区の地区協議会におきまして、本人と面談をし、就農計画等について確認をしております。

番号６は、石川で１８ａを耕作する方の更新借受分です。

番号７は、高倉で２２ａを耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第６４号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第６４号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第１０、報告１８号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下主任。

事務局（松下主任） 番号１は、借主の都合により、使用賃借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

以上で説明を終わります。

日程第 11、報告第 19 号「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について」を上程いたします。

松下主任。

御所見・遠藤地区が 8 件、六会・長後地区が 1 件、藤鶴・村岡・明治地区が 2 件、合計 11 件となっております。

御所見・遠藤地区が 1 件、六会・長後地区が 3 件、藤鵠・村岡・明治地区が 6 件、合計 10 件となっております。

御所見・遠藤地区が4件、六会・長後地区が6件、藤鵠・村岡・明治地区が6件、合計16件となっております。

18

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、12月の総会を閉会といたします。

御審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後3時44分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)